

関西学院千刈キャンプ使用細則

(目的)

- 第1条 この使用細則は、関西学院千刈キャンプ規程および関西学院千刈キャンプ使用規程に基づき、関西学院千刈キャンプの使用に関する細則を定める。
- 2 使用者が本規約に違反したり、他者の使用に支障を与えたりする場合、千刈キャンプは使用中止を求めることや、次回の使用を受け付けないことがある。

(使用者の範囲)

- 第2条 千刈キャンプは、本学院および本学院の学生・生徒等、教職員が使用するものとする。
- 2 前項の使用に支障のない限り、同窓および本学院外の者に使用させることができる。

(使用の順位)

- 第3条 千刈キャンプの使用順位は次のとおりとする。
- 1 本学院又は千刈キャンプの主催行事のための使用
 - 2 本学院学生・生徒等、教職員の使用
 - 3 本学院同窓の使用
 - 4 キリスト教主義の学校を始めとする幼稚園、小・中・高等学校等の学校の使用
 - 5 キリスト教会・教会学校の使用
 - 6 青少年団体・NPO法人の使用
 - 7 その他所長の認める者の使用

(休場日)

- 第4条 千刈キャンプの休場日は以下のとおりとする。ただし、学院や千刈キャンプが主催する行事や団体使用（10人以上）がある場合は、この限りではない。

(1) 長期休場日

- 12月24日正午～1月6日正午
1月31日正午～2月14日正午

(2) 定期休場日

期間	休場日
3月20日～5月14日	水曜日
5月15日～7月19日	水曜日・木曜日
9月10日～11月30日	水曜日・木曜日
12月1日～2月14日	月曜日～金曜日（祝日を除く）
2月15日～3月19日	水曜日・木曜日

(3) 所長が判断した場合

(使用の手続き)

- 第5条 宿泊および日帰り使用をしようとする者は、使次の事項を千刈キャンプに申し込みを行うこととする。10名を超える団体の使用については、使用する1年前から1か月前までに申し込みを行う

こととする。また、10名以下の使用については使用する1か月前から10日前までに申し込みを行うこととする。

- (1) 使用者名（団体名、プログラム担当者名、連絡先等）
- (2) 宿泊日（泊数）または使用日
- (3) 人数や使用者の内訳（性別、年齢区分等）
- (4) 使用しようとする施設
- (5) その他千刈キャンプが必要と認める事項

（使用申し込みの成立等）

第6条 千刈キャンプが前条の申し込みを承諾したときに申し込みは成立するものとする。ただし、次の事由に該当する場合、使用する意思がないにもかかわらず申し込みがなされたものとして取り扱う。その場合は、申し込みを取消し、規程に基づき違約（キャンセル）金を徴収する。

- (1) 申し出のあった連絡先への連絡を試みても事前に連絡が取れなかったとき
- (2) 当日10時30分を超えて（到着予定時刻の連絡が事前にあった場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないとき

（使用者による申し込みの取消しおよび変更）

第7条 使用者の都合による申し込みの取消しについては、下表のとおり違約（キャンセル）金を徴収する。

宿泊料金、日帰り使用料金	宿泊（使用）日の7日前の日から前日まで	50%
	当日	100%
食事および食材提供料金 （パックプランを含む）	宿泊（使用）日の14日前の日から前日まで	50%
	当日	100%
研修室、器具等使用料金		無料

2 違約（キャンセル）金は千刈キャンプ事務室が発行する請求書による銀行振込にて徴収する。

3 前号に関わらず、以下の場合は違約（キャンセル）金を徴収しない。

- (1) 宿泊者数および日帰り使用者数が減数した場合の宿泊料金および日帰り使用料金
- (2) 兵庫県西宮市、宝塚市または三田市に暴風警報、暴風雪警報、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発令されている場合
- (3) 参加者が学校感染症に感染し、出席停止期間にあたることが明らかな場合

（使用情報の提出）

第8条 千刈キャンプは使用者に宿泊日または使用日の10日前までに次の情報提供を求める。

- (1) 使用者情報（氏名、年齢区分など）
- (2) 使用・活動計画
- (3) 食事・食材提供の有無
- (4) 研修室等の施設、設備使用の有無
- (5) その他千刈キャンプが必要と求める事項

（使用日数、使用時間）

第10条 千刈キャンプの使用時間は次のとおりとする。

- (1) 宿泊使用の場合、キャビンの使用開始日の15時から宿泊最終日の9時までとし、6泊7日を限度とする。

(2) 日帰り使用の場合、千刈キャンプに支障のない限り9時から17時までとする。

(各施設の使用時間)

第11条 千刈キャンプの主な施設の開室および提供時間は休業日を除いて以下のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------|-------------------------|
| (1) 千刈キャンプ事務室 | | 9時00分～17時00分 |
| (2) 食堂 | 朝食 | 7時30分～8時30分 |
| | 昼食 | 12時00分～13時00分 |
| | 夕食 | 18時00分～19時00分 |
| (3) 浴場 | | 16時00分～22時00分の間で使用時間を設定 |
| (4) センター棟 | 宿泊者 | 6時30分～22時30分 |
| | 宿泊者以外 | 9時00分～17時00分 |

(使用料金の徴収)

第12条 千刈キャンプは別表1に記載された料金表にもとづいて使用料金を徴収する。

- 2 使用料金の区分については、使用の主催者で適用する。
- 3 使用料金等は千刈キャンプ事務室が発行する請求書による銀行振込にて徴収する。

(寄託物等の取扱い)

第13条 使用者の物品ならびに現金についての、毀損・汚損・紛失・盗難等の損害について千刈キャンプは一切の賠償を行わない。

(手荷物または携帯品の補充)

第14条 千刈キャンプが事前に使用者から連絡を受け、了解した場合に限り、使用者の手荷物や物品を事前に受け取り、保管を行う。

- 2 千刈キャンプの了解がなく、使用者が残した手荷物または物品等は原則、使用者が廃棄したものとみなし処分する。ただし、千刈キャンプが貴重品に相当すると判断した物については、一定期間保管し、その後、最寄りの警察署に届けるなどの措置を行う場合がある。

(損害賠償)

第15条 使用者の責に帰すべき事由によって、建物、設備、什器、備品等を滅失、紛失、破損又は汚損した場合、千刈キャンプは使用者に賠償を請求する。

<場内での傷害保険について>

【関西学院千刈キャンプの施設入場者傷害保険について】

千刈キャンプ入場者が、施設内で偶発的な事故により、その身体に被った傷害に備え、-年齢を問わず、一律保険に加入いただきます(請求時におひとり21円請求いたします)。

(保険金)

死亡・後遺障害	2,500,000円
入院保険金日額	3,000円
通院保険金日額	2,000円

(保険会社：損害保険ジャパン株式会社)